

第6回飯田市平和祈念館展示・活用検討委員会 次第

日時：令和6年3月19日（火）19：00～

場所：市役所本庁舎 C311

1 開会

2 教育長あいさつ

3 協議・報告事項

(1) 元731部隊員の証言に関する展示について（資料No. 1）

(2) 市内の戦争遺跡紹介動画について（資料No. 2）

4 その他

5 閉会

裏面あり

(1) 飯田市平和祈念館設立趣旨

飯田市は昭和五九年六月二八日に「非核平和都市宣言」を行い、世界唯一の被爆国として、広島、長崎の惨禍を再び繰り返さないため、平和憲法の本質にのっとり、「非核三原則」を将来ともに尊重し、あらゆる国のあらゆる核兵器の廃絶を全世界に強く訴え、核兵器の全面撤廃と軍縮を推進し、世界の恒久平和達成を目指しています。

飯田市平和祈念館は、戦争の悲惨さや、平和の大切さを学び、戦争の現実を語り継ぐことにより、平和な社会が続くことを切望する、多くの市民の願いによって開館されました。

ここに展示・保管されている数多くの平和資料は、実際に戦争を体験された皆さんが身に着けた物や、使用していた品々です。いずれもご本人やご遺族から寄贈・寄託された貴重な資料です。

私たちは、この平和祈念館において、平和資料を通して戦時下の悲惨で過酷な状況を学ぶとともに、当地域の満蒙開拓の歴史を始めとした内外の「戦争の惨禍」の真実から、一人ひとりが「平和とは何か、そのために何をすべきか、何ができるのか」を考え、次世代に平和の大切さを語り継ぎます。

(2) 展示内容の基本的な考え方

- * 展示内容については、飯田市が責任を負うものとする。
- * 学術研究の成果に依拠し、歴史史料としての根拠、出典が明確なものを展示する。
- * 市民が、平和の大切さや尊さについて、自ら主体的に学び、考えることができる展示内容にする。
- * 戦争の歴史を、多角的に学ぶことができる展示内容とし、戦争によって残された遺族が責められることのない展示とする。
- * 小学生から高校生までの学校での学習を基礎にして、子どもの発達段階に即して、「主体的で、対話的な、深い学び」が可能となる展示内容とする。
- * 住民との対話・交流等のコミュニケーションを継続的に深め、住民の合意を得ることが可能となる「公共空間」にふさわしい展示内容をめざす。
- * 基本的人権を尊重した展示内容とする。特に著作権の侵害がないことや、個人情報への配慮を行うものとする。

(3) 口述史料の捉え方

歴史史料には、口述史料(オーラルヒストリー)と文献史料の2種類がある。両史料に優劣はなく、歴史学が求める事実立脚性に依拠した客観性を追求するための史料批判が必要。主観的な要素を完全に排除した史料はなく不確実な要素を抱えている。両史料に優劣をつける議論はなりたない。

○ 口述史料とは

- ・ 語り手と聞き手の対話の相互行為によって形成される
- ・ 主観的要素が強い。
- ・ 再検証できない限界性がある。
- ・ 聞き手と語り手しかわからない部分があるため、第三者が文字として知る事が出来たとしても全てを理解できるわけではない。「語られた状況の氷山の一角を伝えているのが文字化された口述史料」と考える必要がある。
- ・ 現在を生きる人間として主観的に解釈した過去の記憶も含まれている。その中には人から伝え聞いた情報が集合的な記憶として語られることもあり、現実の経験でなく、現時点の推測に基づいて語られている部分もある。
- ・ 文字として書いたり、映像や音声など様々な記憶媒体があり、これらの史料が重層的に複合している。

○ 史料批判とは、歴史学を研究する上で史料を用いる際、様々な面からその正当性、妥当性を検討すること

- ・ 語り手と聞き手がどのような社会的条件の中で語っているか。
- ・ どんな人生経験を追って語る場に来ているか。
- ・ どんな意思と動機に基づいて語っているか。
- ・ 聞き手として、どのような意図で聞いているか。
- ・ 文字化されていない部分をどう批判的に考えるか。

元 731 部隊員の証言に関する展示について

＜証言パネルについて2回の展示・活用検討委員会でいただいた主な意見＞

- ・飯田市として不特定多数の大勢の方に展示する場であるということは常に考える必要がある。
- ・公共的な施設という中で、こういったアプローチをしていったらいいのかを考えていければいい。
- ・公の祈念館として、「どこまで責任・正確性・反証がもてる（できる）か」が非常に不安。通説でまとめ、内容を是とする人の多さという意味で客観性を確保すべき。広く議論の場を提供するといった視点が必要。
- ・口述史料は大事だがパネルにすると、「反証尋問がない（証言者側からの一方通行）」、「パネル化のために誰かが記録することは再伝聞になる」、「史料批判が非常に難しい」。
- ・展示内容について、飯田市が責任を負うということを重視すべき。展示してパネルが事実と教育委員会が説明できるものを展示すべき。
- ・作り手の強いメッセージを発信したい気持ちは共感できる。しかし、メッセージが強くなればなるほど恣意的に受け止めてしまう。公の施設として、バランス感覚を大事にした方が良い。
- ・口述史料を1枚のパネル展示として限られた文字数のスペースに収めることは難しい。証言者の話した文脈の中でなぜその言葉を使ったのかが、参観者に中々理解することは難しく、そのような形でのパネル展示には限界があると思う。口述史料に基づく展示を行うのであれば全文脈を理解できるように展示するなど、他の先行する平和施設の創意工夫を学びながら、重層的な多面的な展示のあり方を研究する必要がある。
- ・展示原則として、生の史料を展示し、できるだけ主観的な加工が入らない物を載せることは大変大事。証言者が、どのような生涯を送り、どのような場面で、どのように語ったか、そういった背景説明があった方がいい。証言した内容を書き起こしたものがあるならば、書き起こした文章とビデオを見ながら、証言者がどんな表情で語っているのか、立体的にわかる重層的な展示工夫を追求することが大切。
- ・平和資料収集委員会のみなさんが提案したパネルは、史料分離ができるか。史料の復元可能性が大事。元になる原史料を現時点で復元し、公開されることが史料を扱う時の基本的な考え方。史料を復元して、追検証するということが展示の客観性を保つ上で不可欠。
- ・それぞれの証言を取られた日付、誰が聞いたか、どんなことを語っていたかを、元々の史料に遡って分かるように、歴史史料の復元可能性が大事。
- ・（展示しようとしている証言は）平和祈念館に展示してある物的史料を裏付けるものとして確認できるか。（提案された）証言パネルでは、物的な証拠とどのように照合しているのかははっきり書かれていない。証言パネルの文章が文学的、ルポタージュ的で、パネル展示にはそぐわない文体という印象。
- ・証言パネルとして、「聞き取った人の主観をそのまま出すという形に大きな不安がある」、「証言を全て伏せてしまうのも問題」、「図書館に証言に関する資料があることを紹介するなど、詳しく知りたい人に情報提供するなど、生の記録を読める機会を設ける」、「短くまとめた証言パネルを設置することには非常に慎重」。
- ・証言者の証言したビデオが残っていることや、別のところ聞いた部分等根拠を辿ることはできると思う。証言者の証言ビデオを撮影するにあたり、本人は撮影や公開されることに了解していた。遺族の意向ということもあるが、本人の意向が非常に重いと思う。
- ・公の展示としてこういったものを展示するか考えるべき。731部隊のことを学ぶ場があったり、この先の平和に繋げていく学びにすることが本当に大切だと思う。提案いただいたパネルにはずれや違いがあることがわかったため、このまま展示することは難しいと感じる。
- ・歴史史料の展示物をどう受け止めるかという歴史的な価値判断に関わることについては、多様な思想、信条を有する自立した個人として、参観者に判断を委ねる展示のあり方が望ましい。展示のあり方は、市民の間のコミュニケーションを通じて合意形成を図っていくことが大事。

- ・南京大虐殺や平岡ダム、飯島発電所のパネルも当初提案した内容がカットされている。飯田下伊那の中の加害の歴史をもっとみんなに知ってもらいたい。もっと充実した展示にするため、断続して議論してほしい。

- ・証言者のご遺族が展示することに対して不承諾ということは残念だと思う。展示物の説明や背景の展示パネルがあり、その中に証言者の言葉が少し入っていると適当。

- ・証言者が証言したビデオの上映会が飯田市平和祈念館を考える会で開かれ、その内容を文字起こしした資料が手元にあり、この提案いただいたパネルを見ると、少し違和感がある。タイトルで使われている見出し、証言者の言葉ではないと思う。文字起こしした資料やビデオから証言者のためらいのある証言だったと聞いている。

- ・731部隊が非道な許されざる戦争の極限のおぞましい内容だが、それを告発や断罪というものに証言者の証言を借りてしている。証言者のためらいながら勇気を持って証言をしてくれたそのままの言葉を拾い、私達は「731」は何だったのか。証言者がそれまで抱えてきた苦しみや、関わってきた人々が抱えてきた想い、背景を含めて受け止めて証言に向き合う。そういったものでありたい。証言者のタイトルで使われている見出しは、どこかでそのように話したかもしれないが、上映会のビデオでは、大変なためらいを持ちタイトルで使われている見出しのように言われても仕方がないといったニュアンスだった印象を持っている。証言者は「この歴史をなかったことにしてはいけない」という想いで話してくれているが、証言者の証言パネルをどう展示するかということについては、別の話になってくると思う。

- ・731部隊の歴史があったなかった論でない。飯田市教育委員会がこの歴史に向き合わないというわけではないと思う。展示物を活かし、戦争の悲惨さを考えてもらいたいと、証言を何らかの形で生かしたいという思いがあり議論をされていると感じる。せつかくの史料、せつかくの証言をどのように展示していくか、そういったところを議論しいいものにしていきたい。

- ・証言を公の場で展示し多くの人に見てもらおうとなると、社会全体が責任をもって証言者の体験や想い、今まで抱えてきた苦しみを受け止めることによって、証言者の尊厳が回復される。そのくらいの意味を持っていると思う。

- ・証言者について、証言した際に「私は先が短いから、若い人に私がやってきたことをぜひ、知らせたい」という想いで証言してくれた。この想いを活かして展示し、戦争の恐ろしさを分からせていきたい。

- ・731部隊の体験された方の証言は、語り手にとっては大変重たいことで歴史的価値のあるものなので、何らかの方法で地域社会に広く展示するということが望ましい。

- ・証言者の体験について、丁寧に生い立ちから今日に至るまでの、貴重な人生体験を聞いて後世に伝えるべき。その証言を聞いたうえで、どこを展示するか考えた方がいいが、一部だけを切り取った展示では厳しいと思う。

- ・証言者に関してご本人も健在で、本人も「私が必要ならばお話してもいいですよ」と言っているため、証言を聞き提案したパネルに付け加えるといったこともあっていいのではないかとと思う。

- ・語り手の遺族の同意が得られなかったという問題について、1つとして、731部隊の封印された戦争責任をめぐる戦争の重圧のもと苦悩されている方々であり、ご遺族の心情に真摯に向き合う必要がある。また、飯田市が行政行為として許諾を求めたことでありその行為の意味はとも重いと思う。

- ・証言者自身の強い意志があることもわかったが、ご遺族の気持ちも大事にしたいと思う。人が亡くなった時に実際に悲しいのは残された人。今生きている人がどう感じるか大事に考えた方がいい。
 - ・証言者については、新聞報道で名前を公開されているので、それはすでに名前が公開されていると言ってもいいのではないか。
 - ・(証言パネルの内の1つについて) パネルの内容は出版されている書籍から引用したものが中心になっていると思う。本に書かれてあること以外はダメだということはないと思う。本に書いてあることで遺族も展示していいという理解があれば展示していいかと思う。
-
- ・多様な個性に応じて子どもの心のケアをどう行うかが課題。インクルーシブな人間関係をどう築いていくか、ケアの視点から平和教育を考えていくべきであり、見学者の関心に応じて主体的に学ぶことができる重層的な史料配置の工夫が必要。
 - ・「戦争の勉強はめんどくさいと思っていたが、ここへ来たら怖さがわかった」とあり、「怖さがわかった」→「日本で何があったのか知りたい」という次の問いに繋がった。重層的に学び続けられる機会となっている。その一方で、「見学後暗いところが歩けなくなった。日本は極悪非道だ」と様々な感想を持つ子どもがいることがわかり、どこまで公の施設で展示していくか考える必要がある。
 - ・現在の展示でも、子どもたちは怖さを感じており、平和を願う気持ちは純粹には子どもたちが持っているので、展示を一般のみならず子どもを含めた学びの場とするときに、「怖さ」をどこまで強めるか、ケアの必要性の話を開くなかで気になった。
 - ・過去に広島記念館に蠟人形が展示してあったが、何も知らずに入場し、インパクトが強くトラウマを抱えてしまうこともあったと聞いている。

元731部隊員の証言に関する展示・紹介について（飯田市教育委員会）

- 展示内容の基本的な考え方と、展示・活用検討委員会での意見を踏まえて再検討した結果として、平和資料収集委員会から提案のあったパネルについては、展示できないものと判断します。
- 元731部隊員の証言は、大変貴重なものであるため、今後も、飯田市平和祈念館の展示内容の基本的な考え方に基づき、①口述資料としての客観性が担保できること、②証言者の証言に至った背景や思いが伝わること、③証言者及び証言者が亡くなっている場合はご遺族の同意が得られることを大前提として、かつ、④子供たちの心のケアにも考慮して、パネル以外の方法を含めた展示・紹介のあり方について模索していきます。

<第4・5回の展示・活用検討委員会の中でいただいた展示・紹介方法に関する意見>

- ・図書館に証言に関する資料があることを紹介するなど、詳しく知りたい人に情報提供するなどして、生の記録を読めるように案内してはどうか。
- ・展示物や寄贈された経緯を説明する展示パネルがあり、その中に証言者の言葉が少し入っているというかたちがよいのではないか。
- ・口述資料に基づく展示を行うのであれば、全文脈を理解できるように展示するなど、先行する平和施設の創意工夫を学びながら重要的で、多面的な展示のあり方を研究する必要がある。
- ・証言内容を書き起こしたものがあれば、書き起こした文章とビデオを見ながら、証言者がどんな表情で語っているのかが立体的にわかるような展示も追求してはどうか。
- ・証言者本人が健在で、本人も必要ならば話してもよいと言っているので、証言を聞いて提案したパネルに付け加えるといったこともあってもよいのではないか。

市内の戦争遺跡紹介動画について

1 目的

平和祈念館へ来館し見学することが難しい方等において、動画を活用して平和学習の契機として活用できるようにする。また、案内人が不在の際にも理解が深められるものとすることや、戦争遺跡へ足を運ぶことが難しい人にも動画を通して現地の様子などを見ることが出来る機会とする。

2 作成した動画

- (1) 爆弾三勇士の石像
- (2) 富草の防空監視哨跡
- (3) 野底山森林公園の松

<p>飯田に残る日本陸軍英雄の像 上海事変</p>	<p>爆弾三勇士の石像 長野県飯田市</p> <p>戦争遺跡紹介ビデオ 1</p> <p>飯田市平和祈念館</p>	<p>太平洋戦争末期</p> <p>富草の防空監視哨跡 長野県阿南町</p> <p>戦争遺跡紹介ビデオ 2</p> <p>飯田市平和祈念館</p>
<p>75本の幹に残る傷跡の理由 なぜ？</p>	<p>野底山森林公園の松 長野県飯田市</p> <p>戦争遺跡紹介ビデオ 3</p> <p>飯田市平和祈念館</p>	<p>飯田市平和祈念館 Youtube チャンネル</p>

3 動画構成及び動画の視聴方法

(1) 動画の構成

- ・動画は、1本あたり3分程度の物とし、実際の戦争遺跡の様子を簡単なナレーションで誰でも見ることが出来る。

(2) 動画の視聴方法

- ・Youtubeで「飯田市平和祈念館」のチャンネルを開設し、動画を投稿公開する。
- ・祈念館では、展示パネルに二次元コードを張り付け、来館者がスマートフォン等で読み込み動画視聴する。

